

平成23年5月10日 開会

平成23年5月10日 閉会

(臨時第5回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第68号

平成23年第5回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年4月28日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成23年5月10日 午前9時30分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 1) 議案第72号 大山町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 2) 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 3) 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 4) 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 5) 付議事件第1号 常任委員会委員の選任について
 - 6) 付議事件第2号 議会運営委員会委員の選任について
 - 7) 付議事件第3号 議会広報調査特別委員会委員の選任について

大山町告示第69号

平成23年第5回大山町議会臨時会の付議案件を次のとおり追加する

平成23年5月2日

大山町長 森田 増範

- 1 追加付議事件
 - 1) 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例の一部を改正する条例)

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀
大 森 正 治
野 口 昌 作
近 藤 大 介
吉 原 美智恵
諸 遊 壤 司
小 原 力 三
椎 木 学
西 山 富三郎

米 本 隆 記
杉 谷 洋 一
池 田 満 正
西 尾 寿 博
岩 井 美保子
足 立 敏 雄
岡 田 聰
鹿 島 功
野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 5 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 2 3 年 5 月 1 0 日 (火曜日)

議 事 日 程

平成 2 3 年 5 月 1 0 日 午前 9 時 3 2 分 開会

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 72 号 大山町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 73 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 74 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 75 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 76 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 常任委員会委員の選任について
- 日程第 9 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 11 議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 12 議会広報調査特別委員会委員の辞任について
- 日程第 13 議会広報調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 14 議会広報調査特別委員長・副委員長の互選結果の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	1 0 番 岩 井 美 保 子

1 1 番 諸 遊 壤 司 1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三 1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 椎 木 学 1 6 番 鹿 島 功
1 7 番 西 山 富三郎 1 8 番 野 口 俊 明

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範 副町長……………小 西 正 記
総務課長 …………… 押 村 彰 文 税務課長 ……………小 谷 正 寿
農業委員会会長…………… 金 平 収 農業委員会事務局長…近 藤 照 秋
総務課参事 …………… 酒 嶋 宏

午前 9 時 32 分 開会

○局長(諸遊雅照君) みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長(野口俊明君) おはようございます。ただいまの出席議員は、18 人です。定足数に達していますので、平成 23 年第 5 回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(野口俊明君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、13 番 小原力三君、14 番 岡田 聰君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長(野口俊明君) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案 72 号

○議長（野口俊明君） 日程第 3、議案第 72 号 大山町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第 72 号 大山町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、平成 20 年に町議会議員選挙などに関して投票所の見直しを行いまして、旧町から引き継いだ選挙区を適正規模で効率的な形に再編して、町全体の均衡や公平性を確保するよう見直しを行ったところでございます。

その見直しの中で旧 3 町にまたがっておりましたところの香取地区を一つの投票区に見直しましたため、農業委員会委員の選挙区につきましても同様の取り扱いとするよう、このたび条例を改正するものでございます。

なおこの改正にあたりましては、農業委員会とも調整を図っているところであります。これで、議案第 72 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5 番 野口昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口俊明君） 5 番 野口昌作君。

○議員（5 番 野口昌作君） 今ですね、香取の関係で投票所の何ていうのですか、適正化を図ったというようなことですが、私は、選挙人の関係で適正化を図られるんだらうかというぐあいにもちょっと思ったわけですが、それはないということですが、そうしますというと 1 票の格差がどのくらいあるか。この 3 町選挙区に分かれておりますが、これの 1 票の格差がですね、例えば中山のほうを中山選挙区を 1 とすれば、名和選挙区では 1. なんぼとか、大山では 5 とかというようなことを教えていただいたらと思います。

○農業委員長（金平収君） 議長。

○議長（野口俊明君） 農業委員長 金平収君。

○農業委員長（金平収君） 野口議員さんのご質疑に、お答え申し上げます。農業委員の数につきましては、基本的に農業委員会の規約で決められておりまして、つまり選

挙人の概ねですね、選挙人の数に比例して、まあ選任をするというふうになってございます。で、その状況、状態でございますけども、このたびのですね、投票所のこの合理化と言いますか、そのことによりまして、結果ですね、香取地区を、旧大山地区に入れ込むというような体制にいたしましたわけでございます。

その結果ですね、この選挙人に対して、この委員の数がですね、どうなるかということでございますけども、中山地区はですね、7.1、この比例で言いますと、現在の総数がですね、各地区8名ということになってはいますが、この選挙人の数で再修正いたしますとですね、中山地区は7.2に、それから名和地区が、8名ジャスト、それから大山地区が8.7というふうになります。

えー、だいたい、この選挙で選ばれた総数の24名でございますけども、これを単純にですね、何人に該当、一人当たりで何人該当かと289、選挙人289名で1名を選任するというふうになってございます。

まあそういう状況でございます、このたびの改正によりまして、どうなるかということでございますけども、中山香取地区はつまり移動なんです、中山から大山地区に24名です。それから名和から10名、つまり合計で34名が大山地区に算入されるということになります。この実態をですね、いろいろまあ委員会等で検討させていただきましたが、やっぱり基本的にはですね、この旧地区、大山・名和・中山地区というのがですね、やっぱり一つのこの基本にした取り組みちゅうのがやっぱり行なうべきのが、ベストだというふうに考えておりますし、このたびの移動によってですね、そんなにその体制に影響するような、体制に影響するような移動ではないということがまず考えられますし、これがですね、もう少し大きな数字の誤差が生じますと、またそれによって見直しというのが必要かということも考えられるわけでございますけども、この程度であればですね、まあ現在の地区ごとにきちっと農地を管理をしていただくような体制ちゅうのが、もっとも相応しいあり方かなというふうに考えまして、委員会としてもこの改正を、どおり承認をいたしましたところでございます。以上でございます。

○議員（5番 野口昌作君） はい、分かりました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（16番 鹿島 功君） 議長、16番。

○議長（野口俊明君） 15番 鹿島 功君。

○議員（16番 鹿島 功君） 16番。

○議長（野口俊明君） あ、16番、失礼。16番 鹿島 功君。

○議員（16番 鹿島 功君） ただいま農業委員会の一人当たり289人ということで、そのことはよく分かるんですが、逆にですね、いわゆる3地区でですね、農地に対してですね、1戸当たりどのくらいなのか、平均で3地区というのは、平均が出たら教えていただきたいわけですし、まあこれは今でなかったら後でも結構でございますので、少

しそのへんを検討させていただき、それから農地 1 戸当たりの持つておられる数っていうですかね、耕作面積っていうですか。そういう形でのいわゆるそのへんのところで逆にしたいという思いもあります。

○農業委員長（金平収君） 議長。

○議長（野口俊明君） 金平農業委員長。

○農業委員長（金平収君） 鹿島議員のご質疑にお答えを申し上げます。農業センサスによります数字でございますけども、大山地区が 1,115 ヘクタール、それから、名和地区がですね 1,050 ヘクタール、中山地区が 1,015 ヘクタール、合計でですね 3,181 ヘクタール、ちょっと端数の関係で、若干下のほうは数字が変わってくると思っておりますけども、これをですね、全体の率で申し上げますと、大山地区は 35.1%、名和地区は 33%、中山地区は 31.9%でございます。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 72 号は、原案のとおり、可決されました。

日程第 4 議案第 73 号

○議長（野口俊明君） 日程第 4、議案第 73 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました議案第 73 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を述べさせていただきます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任をいたしますのは、大山町潮音寺 107 番地 井上公一郎様であります。

井上さんは、中山町役場を退職の後、平成 14 年から合併まで、中山町固定資産評価審査委員会委員を、また平成 17 年 5 月からは大山町の固定資産評価審査委員会委員を務め

ていただいております。

来たる5月12日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。以上よろしくお願ひします。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 73 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願ひます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 73 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 5 議案第 74 号

○議長（野口俊明君） 日程第 5、議案第 74 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第 74 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を述べさせていただきます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任をいたしますのは、大山町所子 1100 番地 浅田明枝様であります。

浅田さんは、旧大山町役場を退職後、旧大山町社会福祉協議会の事務局長、そして平成 16 年から現在まで、特別養護老人ホーム「やすらぎの里」の施設長を勤めていただいております。平成 20 年 5 月からは大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。来たる 5 月 12 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 74 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 74 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 6 議案第 75 号

○議長（野口俊明君） 日程第 6、議案第 75 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第 75 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任をいたしますのは、大山町高田 149 番地 近岡一幸様であります。

近岡さんは、昭和 55 年から建築設計事務所に勤務をされ、昭和 62 年からは所長として、設計事務所の経営をされているところでございます。平成 20 年 9 月からは大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。来たる 5 月 12 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えるので、再任にご同意を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 75 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 7 議案 76 号

○議長（野口俊明君） 日程第 7、議案第 76 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）を議題にします。提案理由の説明を求めます。

町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第 76 号 専決処分の承認を求めることにつきまして大山町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を述べさせていただきます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成 23 年 4 月 27 日に公布されたことに伴いまして、大山町税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 4 月 27 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、個人住民税や固定資産税につきまして、東日本大震災に係る控除の特例を設ける改正を行ったものでございます。以上で議案第 76 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 76 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 町長から提出された議案は、以上ですべて終わりました。

ここでしばらく休憩します。議員のみなさんにお知らせいたします。以下の日程は議会関係の案件であるため、執行部のみなさんはここで退場されますので、しばらくお待ちください。

午前 9 時 55 分休憩

(執行部全員退席)

午前 9 時 56 分再開

日程第 8 常任委員会委員の選任について

○議長(野口俊明君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、議員のみなさんでご協議していただき、それによって指名したいと思います。協議のため、しばらく休憩します。

議員のみなさんは、図書室にご集合ください。

午前 9 時 56 分 休憩

午前 11 時 2 分 再開

○議長(野口俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。常任委員会委員の指名をします。

お諮りします。総務常任委員会委員に、野口俊明君、椎木 学君、西尾寿博君、諸遊 壤司君、池田満正君、米本隆記君、以上 6 人を。教育民生常任委員会委員に、鹿島 功君、岡田 聡君、岩井美保子君、近藤大介君、杉谷洋一君、大森正治君、以上 6 人を、経済建設常任委員会委員に、西山富三郎君、小原力三君、足立敏雄君、吉原美智恵君、野口昌作君、竹口大紀君。以上 6 人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり、それぞれ選任することに決定しました。しばらく休憩します。それぞれ委員会を開催して委員長・副委員長を互選してください。休憩します。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

日程第 9 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長(野口俊明君) 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 9、常任委員長・副委員長の互選結果を報告します。

総務常任委員会委員長に、椎木 学君、副委員長に米本隆記君、教育民生常任委員会委員長に、岡田 聡君、副委員長に 杉谷洋一君、経済建設常任委員会委員長に野口昌作君、副委員長に吉原美智恵君が、それぞれ選任されました。以上で、常任委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

日程第 10 議会運営委員会委員の選任について

○議長（野口俊明君） 日程第 10、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。議会運営委員に、椎木 学君、池田満正君、岡田 聡君、岩井美保子君、野口昌作君、足立敏雄君、以上 6 人を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。しばらく休憩します。議会運営委員会を開催して、委員長、副委員長を互選してください。休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

日程第 11 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（野口俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果を報告します。

議会運営委員会委員長に足立敏雄君、副委員長に岩井美保子君が選任されました。以上で結果報告を終わります。

日程第 12 議会広報調査特別委員会委員の辞任について

○議長（野口俊明君） 日程第 12、議会広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、竹口大紀議員、大森正治議員、西山富三郎議員、池田満正議員、杉谷洋一議員、米本隆記議員の退場を求めます。

（竹口大紀議員、大森正治議員、西山富三郎議員、池田満正議員、杉谷洋一議員、米本隆記議員 退場）

○議長（野口俊明君） 先ほど、議会広報調査特別委員会委員 6 名から、今回一身上の都合により、委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。竹口大紀議員から申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は申し出のとおり辞任を許可することに決定しました。

続いて、大森正治議員から申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は申し出のとおり辞任を許可することに決定しました。

続いて、西山富三郎議員から申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は申し出のとおり辞任を許可することに決定しました。

続いて、池田満正議員から申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は申し出のとおり辞任を許可することに決定しました。

続いて、杉谷洋一議員から申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は申し出のとおり辞任を許可することに決定しました。

続いて、米本隆記議員から申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は申し出のとおり辞任を許可することに決定しました。

竹口大紀議員、大森正治議員、西山富三郎議員、池田満正議員、杉谷洋一議員、米本隆記議員の入場を求めます。

（竹口大紀議員、大森正治議員、西山富三郎議員、池田満正議員、杉谷洋一議員、米本隆記議員 復席）

日程第 13 議会広報調査特別委員会委員の選任について

○議長（野口俊明君） 日程第 13、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。議会広報調査特別委員に、池田満正君、米本隆記君、杉谷洋一君、大森正治君、竹口大紀君、西山富三郎君、以上の6人を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。議会広報調査特別委員会委員長・副委員長互選のために、暫時休憩します。

午後0時1分 休憩

午後0時8分 再開

日程第14 議会広報調査特別委員会委員長・副委員長の互選
結果の報告について

○議長（野口俊明君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14、議会広報調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果を報告します。議会広報調査特別委員長に 竹口大紀君、副委員長に大森正治君が選任されました。以上で結果報告を終わります。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は、全部終了しました。会議を閉じます。平成23年第5回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後0時9分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 小原 力三

署名議員 岡田 聰